

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 8 号

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第21条第4号中「第5条の2の8」を「第5条の2の8第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。